

2017年5月24日

民進党 環境・原子力部門会議  
動物愛護管理法改正ワーキングチーム各位

## 実験動物に係る 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正要望

NPO 法人動物実験の廃止を求める会 (JAVA) 事務局長 和崎聖子  
PEACE 命の搾取ではなく尊厳を 代 表 東 さちこ  
NPO 法人アニマルライツセンター 代表理事 岡田千尋

### 私どもが求める実験動物に係る改正

- ① 動物実験施設、実験動物販売業を「第一種動物取扱業」の対象とする
- ② 「3Rの原則」の遵守を強化する  
(代替法がある場合はそれを利用する／できる限り使用動物数を削減する)

- 個々の動物実験の内容に踏み込む要望ではありません。
- 動物実験は多くの省庁が関わり、またその法律やガイドラインも多岐にわたり、当然のように動物実験の分野もさまざまです(医薬品、化粧品、医療機器、農薬、化学物質、食品、教育等々)。よって、動物実験の内容に踏み込んだ改正はそれぞれの関連法(医薬品なら薬機法、化学物質な化審法など)やガイドラインで行うべきと考えます。
- 「3Rの原則」の遵守については、罰則を伴うものではありません。
- 2点とも現実的な要望であり、導入しても何ら支障が生じることはありません。

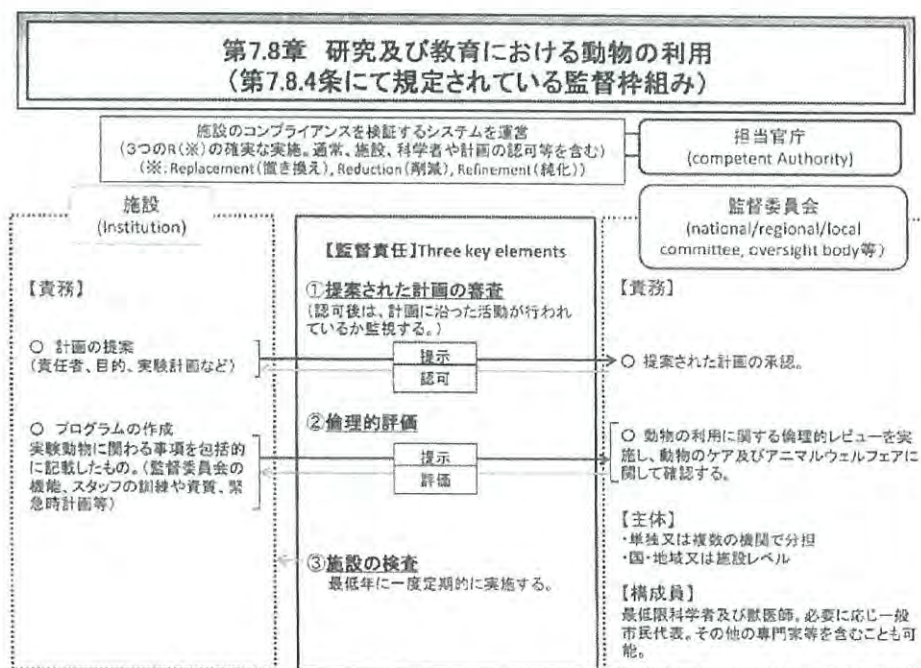
## ① 動物実験施設、実験動物販売業を「第一種動物取扱業」の対象とする

- 現行法の「第一種動物取扱業」の対象となる業を「生きている脊椎動物を扱うすべての業」と拡大する。
- それによって、現行法では対象外となっている、動物実験施設、実験動物販売業、畜産関係業、生餌業、輸送業、補助犬取扱施設等を含める。
- 動物実験関連業を特別扱いするものではなく、生きた動物を扱うことを業としている者は、すべて平等に登録をさせるという改正。
- 動物実験の内容まで登録させるものではなく、「第一種動物取扱業」の登録事項となっている下記のような事項のみ。
  - ・ 主として取り扱う動物の種類と頭数
  - ・ 動物取扱責任者の氏名
  - ・ 飼養施設の所在地
  - ・ 飼養施設の構造及び規模
  - ・ 飼養施設の管理方法

### 【理由】

- 生きた動物を扱うことを業としている者は例外なく動物取扱業の対象とし、ペットショップや動物園など他の動物取扱業と同様に規制することは当然と考える。
- 特に、現行法で対象外となっている動物実験施設、実験動物販売業といった実験動物を扱う者をはじめ、畜産動物についてもすべて登録を義務付けるべきである。これらの業種を登録対象から除外する根拠が明確でないうえ、登録を義務付けられているペットショップや動物園などその他の動物取扱業者との間に不公平が生じている。
- 個人経営のペットショップでも登録をしていることから、動物実験施設や実験動物販売業が「事務的な負担が大きい」として登録できない理由は通用しない。
- 「所在地が明らかになると抗議運動の対象になる」という声も聞くが、大学、独立行政法人、大手企業等の研究施設はウェブサイトにも所在地が書かれており、特段隠されている情報、隠すべき情報ではない。
- 兵庫県では、平成5年から条例において動物実験施設の届け出が義務付けられ、71施設が届け出されているが、何ら問題は起きていない。
- 動物愛護法第6条の規定に基づき、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(動物愛護管理推進基本指針)に則る内容で各都道府県が「動物愛護推進計画」を策定している。宮崎県を除くすべての都道府県の計画に実験動物の取扱い、「3Rの原則」の普及等について記されている。

- 静岡県では、実験動物を飼養していると把握できた約 50 の施設に対して、自主的に年一回の立ち入り調査をして、飼養状況等を把握している。
- 神奈川県では、実験動物を飼養しているもしくは飼養していると想定される 28 の施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(実験動物飼養保管等基準)を毎年、通知している。
- このように、自治体は自ら情報を収集して施設の場所や規模、責任者等を把握するよう努めているが限界がある。登録を義務付ければ、把握が容易になり、実験動物飼養保管等基準などの周知を漏れなく行うことができる。(各関係省庁や業界団体を通じてでは、動物実験を行うすべての施設への周知は不可能である)
- 特定動物に該当する種を飼養する実験施設に対しては、既に自治体による立入が行われており、施設側もそれを受け入れている。
- 実験動物には、家畜化された野生動物や遺伝子組換え操作がされた動物、病原菌やウイルスに感染させられた動物等、人体や環境に影響を与えるものも少なくない。そういった動物がどこで、どのように、どれくらい飼養されているかを行政が把握できていなければ、災害時に脱走してしまった場合など対応ができない。
- 現在の法体系では、実験動物の不適切な取扱い等が判明した場合に、それを是正させる監督機関がどこであるか明確な定めがない。日本も加盟する OIE (世界動物保健機関) の「陸生動物衛生規約」において定められている監督枠組みが我が国では実行されていない(下図参照)。



農林水産省作成資料より(第2回民主党・動物福祉を推進する議員連盟勉強会資料 2011年7月7日)

(3)

## ② 「3Rの原則」の順守を強化する

現行法	改正案
<p>(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)</p> <p><b>第四十一条</b> 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。</p> <p>2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。</p> <p>3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。</p> <p>4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。</p>	<p>(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)</p> <p><b>第四十一条</b> 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、<u>動物を供する方法に代わり得るものがある場合には、それを利用しなければならない。</u></p> <p>2 <u>動物を科学上の利用に供する場合には、できる限りその利用に供される動物の数を少なくしなければならない。</u></p> <p>3 動物を科学上の利用に供する場合には、<u>できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。</u></p> <p>4 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。</p> <p>5 <u>第三項及び前項の判断及び処置にあつては、獣医師の助言に従い、獣医学的に適切な方法をとるものとする。</u></p> <p>6 <u>動物を科学上の利用に供する機関等の長は、第一項から前項までを適切に実施する目的で、実験等の実施の前に実験計画ごとに倫理審査を行うものとする。</u></p> <p>7 <u>国は、動物を供する方法に代わり得る方法の開発・普及に努めなければならない。</u></p> <p>8 環境大臣は、関係行政機関の長と協議し、<u>また国際的な基準等を踏まえて、第一項から第三項の方法及び第四項から第六項の措置等、科学上の利用に供する動物の適正な取扱いに関しよるべき基準を定めなければならない。</u></p> <p>9 <u>動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者は、前項の基準を遵守しなければならない。</u></p>

## 【理由】

- 国内外で、動物実験の廃止や3Rの推進の動きが進んでおり、動物愛護法において、動物実験の国際原則である「3Rの原則」の遵守を強化させることは不可欠である。
- 平成17年の動物愛護法改正で、「3Rの原則」の理念がやっと盛り込まれたことにより、日本でもようやく動物実験関係者に意識の向上がもたらされた。10年以上経った現在でも日本の実験動物福祉の現状は国際水準に達しないが、現在努力規定である代替及び使用数の削減についても、今回の改正で義務とすることで、より一層の取り組みが期待できる。
- 現行法には「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」「その利用に必要な限度において」とあるため、「3Rの原則」を用いるか否かの裁量を利用者に委ねる状況になっている。それゆえ、この規定は有名無実な、所謂ざる法になってしまっている。国際社会では常識とも言える「3Rの原則」を一刻も早く日本でも浸透させ、実効力を持たせるには、これら一文を削除することが不可欠である。
- 「代替法の利用」と「使用動物数の削減」については、「配慮するものとする」という非常に弱い規定になっている。これを、「代替法がある場合には、それを利用しなければならない」「できる限り使用動物数を削減しなければならない」と強化しなければ、「3Rの原則」の実効力を持たせることができない。
- 「3Rの原則」を遵守した研究を推し進めていくには、そして、世界と競い合うには、代替法の開発・普及は大変重要であり、国として十分な人手と予算をかけて全力を挙げて取り組むべきことである。よって、代替法の開発と普及を国の責務とするべきである。
- 平成24年の法改正時の「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議」の中で「実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R(代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減)の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。」とあり、今改正で「3Rの原則」の遵守を強化することは必須といえる。

以上

**本件問い合わせ先:** (JAVA 事務局)

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404

Tel:03-5456-9311 Fax:03-5456-1011 Eメール:java@java-animal.org

### 動物実験や代替法に関する国内外の動向

※<>はJAVAが取り組んだ活動

	国際動向	国内動向
2000	ヘルシンキ宣言改訂(動物実験は必須ではなくなり、「必要に応じて」と改訂)	薬事法改正により、一般化粧品の動物実験の義務付けがなくなる(ただし化粧品基準改正要請時及び新添加剤を配合する医薬部外品(薬用化粧品)の承認申請時には動物実験が要求される)
2001	OECD(経済協力開発機構)、毒性試験ガイドラインから LD50 試験法(TG401)の削除を決定(2002年12月20日施行)	<大分市、「高崎山のサルの実験用払い下げ中止」を表明> <東京農工大学獣医学部で行われていた牛の解剖実習が中止となる>
2002	OECD、テストガイドラインを動物福祉と調和させることに合意。JAVAを含む動物実験の廃止を目指す活動を行う日米 EU の 10 の団体が構成された ICAPO (OECD プログラムにおける国際動物保護委員会)が OECD の招待専門家として正式な立場を得る	
2003		<文部科学省による「動物園のサルの実験用譲渡計画」において、函館市と松本市は計画中止を決定>
2004	EU、加盟国内における化粧品の完成品に対する動物実験を禁止	日本化粧品技術者協会、動物の生体実験による研究論文を会誌に掲載しない旨の取り決め(2005年4月より)
2005		「動物愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)が改正され、代替法(3R)の理念に配慮すべきとの規定が盛り込まれる 厚生労働省管轄の研究機関(国立医薬品食品衛生研究所)のなかに「日本動物実験代替法評価センター(JaCVAM)」が誕生

2006	<p>クロアチア、改正動物保護法にて化粧品動物実験を禁止</p> <p>韓国動物保護法改正(動物実験施設の登録制等が盛り込まれる)</p>	<p>チンパンジーの侵襲的実験の廃絶(=大型類人猿の侵襲的実験の廃絶)</p> <p>改正動物愛護法施行に伴い、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が動物実験基本指針を策定。環境省は動物愛護管理推進基本指針を策定、実験動物飼養管理等基準を改正</p> <p>&lt;自治体からの犬猫の実験用払い下げが全廃&gt;</p>
2007	<p>イスラエル、国内での化粧品に対する動物実験を禁止</p> <p>米国、農薬の承認において要求する動物実験から、犬を使った1年間慢性毒性試験を削除</p> <p>米国、カナダ、EU、日本の化粧品規制当局によって「化粧品規制協力国際会議(ICCR)」の第1回会議が開催</p>	<p>各都道府県が動物愛護管理推進計画を策定開始。多くの自治体で動物実験の3Rの普及等が盛り込まれる</p> <p>東京にて「第6回生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議(6th World Congress on Alternatives and Animal Use in the Life Sciences)」が開催</p>
2008	<p>第2回 ICCR で、「代替試験法協力国際会議(ICATM)」設置</p>	<p>&lt;沖縄県金武町、実験用マウスの繁殖施設の建設計画を白紙撤回&gt;</p>
2009	<p>EU、加盟国内における化粧品の原料に対する動物実験を禁止。ならびに動物実験が行われた化粧品の完成品及び原料の取引(輸入販売)を禁止(ただし、反復毒性、生殖毒性、毒物動態の3つの試験分野については例外)</p> <p>より一層の動物実験代替法の普及に向けて、米国にて開催された ICATM の調印式で4か国の代表が「動物実験代替法の国際協議合意書」に署名</p>	
2010	<p>OIE(世界動物保健機関)、「陸生動物衛生規約」を改正、実験動物福祉の章が追加される</p> <p>EU、実験動物保護指令を改正(加盟国は2012年11月10日までに実験動物保護の法律を改正しなければならない。最小限のケージサイズは2017年施行)</p>	<p>飲料大手・伊藤園、動物実験を廃止</p>
2011	<p>ICATM に韓国が加わり加盟国が5か国に</p> <p>米国 ILAR(実験動物研究協会)、NIH(米国立衛生研究所)研究費及び国際認証である AAALAC International(国際実験動物ケア評価認証協会)とリンクする「実験動物の管理と使用に関する指針(The Guide)」を改訂(第8版)</p>	

2012	<p>ベトナム、国立の研究機関において代替法研究開始</p> <p>CIOMS (国際医学団体協議会) が「医学生物学領域の動物実験に関する国際原則」を改訂</p>	<p>動物愛護法改正 (実験動物に関しては改正なし)</p> <p>&lt;「化粧品」の動物実験を考える院内集会&gt;を他 5 団体とともに開催&gt;</p>
2013	<p>イスラエル、動物実験が行われた化粧品やトイレットリー製品の輸入・販売を禁止</p> <p>インド、化粧品安全基準から動物実験の削除を決定</p> <p>EU、例外の 3 つの試験分野も含めた化粧品の動物実験を完全禁止</p> <p>ノルウェー、EU の化粧品規則に準じ同じく禁止</p> <p>EU、農薬の承認において要求する動物実験から、犬を使った 1 年間慢性毒性試験の削除等大幅な動物実験削減を決定</p> <p>米国唯一の軍医学校である USUHS (軍保健科学大学)、医学部課程の研修における生きた動物の使用廃止を表明</p>	<p>&lt;資生堂、化粧品と医薬部外品の動物実験の廃止を決定&gt;</p> <p>&lt;東京にて「第 7 回化粧品規制協力国際会議 (ICCR-7)」開催。国内外 4 つの動物保護団体が意見を述べる「ステークホルダーセッション」が開かれる&gt;</p> <p>&lt;「化粧品開発における動物実験に関する意識調査—日本における一般消費者の態度」と題する論文をラッシュジュージャパン及び国内団体と共同執筆 (フレグランスジャーナル 2013/11 月号に掲載)&gt;</p> <p>&lt;マンドム、「今後、動物実験を行わない」と公表&gt;</p>
2014	<p>ブラジル・サンパウロ州、化粧品の動物実験を禁止する法律を施行</p> <p>米国、議員が化粧品の動物実験を段階的に禁止する「人道的化粧品法」の法案を下院議会に提出</p> <p>オーストラリア、「残酷な化粧品の廃止法案 2014」が議会に提出される</p> <p>ブラジル、国レベルでの化粧品の動物実験禁止法案が議会に提出される</p> <p>中国、国内生産の非特殊用途化粧品に限り、動物実験の義務付けを解除</p> <p>インド、動物実験された化粧品の輸入を禁止</p>	<p>&lt;国際 NGO・Cruelty Free International、ザ・ボディインソープと協同で行った「化粧品の動物実験反対署名キャンペーン」で集めた署名 12 万筆を、田村憲久厚生労働大臣に提出&gt;</p> <p>&lt;日本動物実験代替法学会第 27 回大会にて、「動物に対する社会倫理の変化：賢明な取り組みとは何か?」と題した講演を行う&gt;</p> <p>&lt;コーセー、「2013 年上期より化粧品・医薬部外品の動物実験を廃止しており、今後も行わない」と公表&gt;</p>
2015	<p>ニュージーランド、議会にて国内での化粧品の動物実験禁止を可決</p> <p>世界最大級のパステルメーカー・パリア、動物実験を中止</p> <p>NIH、チンパンジーを用いた実験廃止を決定</p>	<p>&lt;ポーラ・オルビスグループ、化粧品 (医薬部外品を含む) の動物実験を廃止&gt;</p> <p>&lt;ノエビア、化粧品・医薬部外品の動物実験を行わない方針を公表&gt;</p> <p>&lt;日本メナード化粧品、「2009 年 3 月 9 日以降、化粧品・医薬部外品の動物実験を廃止」を公表&gt;</p> <p>&lt;ダリヤ、化粧品・医薬部外品の動物実験を実施していない旨公表&gt;</p> <p>&lt;花王グループ、2015 年 3 月以降、化粧品 (薬用化粧品を含む) の動物実験を廃止&gt;</p>



		<p>&lt;花王、「動物実験していない原料調達の徹底」を表明&gt;</p> <p>&lt;249 の動物実験していない化粧品・トイレットリーメーカーを掲載した「AVAコ スメガイド vol.5」を発行&gt;</p>
<p><b>2016</b></p>	<p>アメリカとカナダにあるすべての医学校(197 校)における生きた動物を用いた実 習が廃止</p> <p>動物実験を最小限に抑え、代替法の開発とその使用のための戦略を優先する ことを初めて明確にした米国の有害物質規制法が改正</p> <p>VICH (動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議)におい て、動物用不活化ワクチンと動物用生ワクチンの動物を用いた安全性試験の一 部省略についてガイドライン案が出される</p> <p>カナダ、農薬の承認において要求する動物実験から、犬を使った1年間慢性毒 性試験を削除</p>	<p>&lt;キッコーマン、動物実験を廃止&gt;</p> <p>&lt;ロート製薬、化粧品(医薬部外品含む)の製品及び原料について、すでに開 発中の成分も含め動物実験を即時廃止&gt;</p> <p>&lt;富士フイルム、「化粧品・医薬部外品の完成品・原材料ともに動物実験を行っ ていない。また基礎研究においても実施していない」旨、公表&gt;</p> <p>&lt;富士フイルム、「化粧品(医薬部外品含む)の原料調達にあたり、2017 年 4 月 1 日以降に動物実験が行われた原料は調達しない」と公表&gt;</p> <p>&lt;「アジア動物実験代替法会議 2016 (Asian Congress on Alternatives and Animal Use in the Life Sciences 2016)」にて、若手研究者による動物実験を行わ ない代替法研究に対して、「JAVA 賞」として助成金を授与&gt;</p>
<p><b>2017</b></p>		<p>&lt;杉並区、数十年続けていた全区立小中学校での生体解剖実習を廃止&gt;</p>

## 2 自治体の取り組み

### 兵庫県：実験動物施設の届出制を条例で定める

兵庫県は、実験動物に関しても飼養保管基準が定められたことから、自治体の指導の対象であると解釈し、「動物の愛護及び管理に関する条例」に基づいて動物実験施設の届出制を創設。平成 28 年度末で 71 施設が届出。

#### 「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」抜粋

##### 第 3 章 動物の適正な飼養及び保管

##### 第 1 節 動物の所有者等の遵守事項等

(実験動物の所有者等の遵守事項)

第 14 条の 2 実験動物の所有者等は、第 10 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者に当該実験動物の適正な飼養及び保管に関する教育を行うこと。
- (2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかったときは、人及び他の動物への伝染を防止するため、隔離し、獣医師の診察を受けさせる等必要な措置を講ずること。
- (3) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者の健康管理に留意すること。
- (4) 実験動物が死亡した場合は、その死体を適切に処置すること。
- (5) 施設は、必要に応じて飼養室、実験室等に区分し、実験動物が逃走できない構造とすること。

##### 第 3 節 実験動物の飼養又は保管の届出等

(実験動物の飼養又は保管の届出)

第 25 条 実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特定動物のみを飼養し、又は保管する場合
- (2) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 29 条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したものであるものにおいて実験動物を飼養し、又は保管す

る場合

(3) 農林水産省設置法(平成 11 年法律第 98 号)第 11 条第 1 項に規定する動物検疫所において検査等のために実験動物を飼養し、又は保管する場合

(4) 獣医療法(平成 4 年法律第 46 号)第 2 条第 2 項に規定する診療施設において獣医師が診療のために実験動物を保管する場合

(5) 実験動物を輸送する者が輸送のために当該実験動物を県内において 3 日を超えないで保管する場合

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 実験動物の種類及び数

(3) 施設の所在地及び設置場所

(4) 施設の構造及び規模

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第 1 項の規定による届出をした者は、第 2 項各号に掲げる事項(実験動物の数を除く。)に変更があったときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第 1 項の規定による届出をした者は、実験動物の飼養又は保管を廃止したときは、その日から 7 日以内にその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

※ほかに、管理責任者、措置命令、報告徴収・立入調査、罰則等の規定あり。

### 高知県：実験動物等の飼養保管基準の遵守を条例で定める

※法律では遵守義務は定められていない。

#### 「高知県動物の愛護及び管理に関する条例」抜粋

(実験動物の管理者等の遵守事項)

第 7 条 実験動物(実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年 4 月環境省告示第 88

号。以下「実験動物飼養基準」という。)第 2 の(3)に規定する実験動物をいう。以下同じ。)の管理者等(実験動物飼養基準第 2 の(8)に規定する管理者等をいう。以下同じ。)は、実験動物飼養基準を遵守しなければならない。

### 愛知県・三重県：ウェブサイトの実験動物の飼養管理に関するページがある

愛知県「実験動物の飼養管理等について」：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000067398.html>

三重県「実験動物について」：<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70464044511.htm>

## ほぼ全ての都道府県の「動物愛護管理推進計画」に実験動物の取扱いについて盛り込まれている

動物愛護管理法の規定に基づき、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（動物愛護管理基本指針）に即した内容で、都道府県は「動物愛護管理推進計画」を策定することとなっており、宮崎県を除く全ての都道府県で実験動物の取扱い・動物実験の3Rの原則の普及等に触れている。

### 一部事例

#### 静岡県動物愛護管理推進計画（2014）

##### II 人と動物の安全と健康の確保

##### 1 苦情等を減らす取組の推進

〔現状と課題〕

(6) 毎年実施する実験動物取扱施設への立入調査（年1回）時に、実験動物の飼養・保管、「3Rの原則」（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）の遵守、実験動物の適切な処分方法の実施、犬については狂犬病予防法の遵守、特定動物の取扱いがあれば動物愛護管理法等の遵守を指導し、実験動物の適正な取扱いの徹底を図っています。

また、実験動物の飼養等については、環境省から「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が示されており、立入調査においても、当該基準の周知に努めています。

〔具体的な施策〕

##### (6) 実験動物の適正な取扱いの徹底

毎年実施する立入調査（年1回）時に、実験動物の飼養・保管、「3Rの原則」（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）の遵守、実験動物の適切な処分方法の実施、犬については狂犬病予防法の遵守、特定動物の取扱いがあれば動物愛護管理法等の遵守を指導し、今後も継続して、実験動物の適正な取扱いの徹底を図っていきます。

#### 茨城県動物愛護管理推進計画（改定）

##### 4 動物の適正飼養の普及啓発

〔現状と課題〕

また、実験動物については、動物を飼養及び利用する施設の自主管理により、取扱いの適正化を図る仕組みと なっていますが、動物が命あるものであることを踏まえ、その科学上の利用の目的を達することができる範囲に おいて、適切な措置等を講じることが課題となっています。産業動物については、畜産業者等が、飼養する動物 の特性等を正しく理解し、愛護の精神をもって適正に飼養することが必要とされています。

〔推進方向と計画〕

##### (3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発

ア 実験動物を取扱う施設を把握する。

① 県内の大学や、国並びに民間会社の研究施設などに調査表を送付するなどして、協力を求め、施設の把握に努める。（新）

イ 適正な取扱いに係る普及啓発を実施する。

① 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月環境省告示第88号）を取扱い施設に送付し、その周知に努めるとともに、「3Rの原則」を普及・啓発していく。（新）

「3Rの原則」 代替法の活用: Replacement  
使用数の削減: Reduction  
苦痛の軽減: Refinement